

洞爺湖町地域介護予防等活動支援事業 実施要領

1. 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業として、地域において自主的な活動等を行う団体に、介護予防や健康づくり等に関する専門的な指導を行う講師を派遣することにより、地域で活動する町民及び団体の育成及び支援を図ることを目的とする。

2. 実施主体

洞爺湖町

3. 対象

洞爺湖町の町民の参加が概ね5人以上が見込まれる自主的な活動を行う町民または団体

4. 内容

対象からの依頼に対し、自治会活動や老人クラブ、その他地域活動の場に専門職を派遣し、以下のプログラムを実施する。

- (1) 運動器の機能を向上させるためのプログラム
- (2) 低栄養等の栄養状態を向上させるためのプログラム
- (3) 口腔機能を向上させるためのプログラム
- (4) 介護に関する知識及び技術を学ぶためのプログラム
- (5) 健康維持増進に関する知識及び技術を学ぶためのプログラム
- (6) その他介護予防や健康づくりの観点から効果が認められると判断されるプログラム

5. 事業の流れ

別紙1のとおり

6. 費用負担

町民または団体は無料。

活動実績に応じ、講師に対して洞爺湖町より1回8,000円の報償費を支払う。

【法的根拠】

地域支援事業実施要綱

介護予防事業 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業
地域介護予防活動支援事業
介護予防普及啓発事業